

## 「償還払」による介護保険住宅改修費申請手続きについて

介護保険住宅改修「償還払方式」は、改修工事を行う前に被保険者（利用者）が介護福祉課への事前申請を経て承認後に工事を行い、利用者はその工事にかかった費用の全額を支払い、領収書等を添えて事後申請をして支給対象額の負担割合に応じた額の払い戻しを受ける方法です。

**※事前承認を受ける前に住宅改修を行った場合は介護保険住宅改修制度は利用できません。**

利用される方は次のルールを守ってください。

1. 事前申請時点及び工事期間中において要介護認定・要支援認定を受けていること。
2. 現にお住まいの住宅（＝住民票のある住所地）の改修であること。
3. 在宅の要介護（要支援）者の心身の状態や住宅の状況に照らして必要な改修であること。  
（入院・入所中の方は退院・退所の目的がたってから事前に介護福祉課に相談してください。）
4. 工事着手前であること。（必ず着工前に事前申請をしてください。）
5. 住宅改修費の支給限度基準額（20万円を限度）を使い切っていないこと。
6. 保険料の滞納がある方は、必ず保険料完納の上申請してください。（保険料未納による給付額減額の場合は給付率が7割となり介護給付費が減額されます。）

お願い

別途、住宅改修費支給申請を行っている場合には、必ずその旨を介護福祉課へ申し出てください。

申請の流れ

着工前に被保険者証記載の介護福祉課に申請します。

1. 改修内容の  
相談・検討

○被保険者は必ず担当のケアマネジャー等と相談して、改修内容を決めます。（ケアマネジャー等の作成する「住宅改修理由書」は申請時の必須書類です。）

○改修内容が介護保険の対象になるかどうか不明な場合は、介護福祉課に改修予定箇所の計画図や写真等を持参して、事前にご相談ください。

2. 申請書の提出

「償還払」方式による住宅改修の着工の適否を審査します。

確認申請書等の提出

○着工までに確認申請書・理由書・工事費見積書・改修前写真（日付入）・平面図・承諾書（住宅所有者が申請者と異なる場合）等を介護福祉課に提出します。

○要介護（要支援）者と住宅所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾を受けます。

○提出された申請書等申請内容に不明な点があれば、後日、市から被保険者、理由書作成者、担当ケアマネジャー、工事関係者等に申請内容についておたずねします。

○提出された申請書等の内容審査の結果、改修内容が介護保険対象の償還払による住宅改修と認められる場合は、「住宅改修承認決定通知書」を被保険者に交付します。（改修内容を変更しようとする場合は必ず着工前に介護福祉課に書類を提出して承認を受けてください。この手続きがされないと保険給付の対象となりません。）

○被保険者は「承認決定通知書」の内容を確認した上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行ってください。工事内容に変更が生じた場合は事前に介護福祉課に連絡をお願いします。

3. 完了後の給付費の  
支払い

工事完了後に改修結果を報告します。

工事完了

○被保険者は事前承認を受けて施工した住宅改修について完了したことを現地において確認し、工事にかかった費用を支払います。

○工事完了後、支給申請書・工事費内訳書・改修後写真（日付入）・領収書（原本）を介護福祉課に提出します。

○支給申請書等の提出を受けて承認時の申請内容と併せて審査を行い、必要と認めた場合に限り介護給付費支給決定します。

○支給決定後に被保険者に通知し、介護給付費を指定口座に振り込みます。

支給申請書等の提出

工事実績の審査  
給付費の支払い

介護給付費を被保険者に支払います。

介護保険の対象工事種別

(H. 11. 3. 31厚生省告示第95号)

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※香芝市では住宅改修費の支給に関して現地確認調査を行うことがあります。ご自宅にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。